

第15号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書  
(保有特定個人情報訂正請求)

様

東京都下水道局長 印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第5項において準用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

(日本工業規格A列 4番)

第16号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

事案移送通知書  
(開示請求・訂正請求)

様

東京都下水道局長 印

年 月 日付けであった開示請求又は訂正請求について、東京都特定個人情報の保護に関する条例第34条第1項又は第39条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 保有特定個人情報の件名	
2 事務担当課	局 (室) 部 (所) 課
3 移送を受けた実施機関における事務担当組織	電話 内線
4 移送をした日	電話 内線
5 移送をした理由	
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をする事となります。  
不明な点は、事務担当課にお問い合わせください。

(日本工業規格A列 4番)

第17号様式（第12条関係）

保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

住所又は居所  
請求者 氏 名  
電 話 番 号

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第42条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有特定個人情報内容	
2 利用停止請求の趣旨 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3 利用停止を求め理由	

※担当課処理欄	請求者の欄	
	請求資格確認欄	
※備考		

注1 「開示された保有特定個人情報内容」欄は、請求をしようとする保有特定個人情報ができるよう具体的に記入してください。

2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。

4 ※印欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

第18号様式（第14条関係）

第 年 月 日

保有特定個人情報利用停止決定通知書

東京都下水道局長

年 月 日付の保有特定個人情報利用停止請求に対して、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長となり、処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第19号様式 (第14条関係)

第 年 月 日

保有特定個人情報利用非停止決定通知書

様

東京都下水道局長



年 月 日付けの保有特定個人情報利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 利用停止をしない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、(訴訟において東京都を代表する者は東京都公営企業管理者下水道局長とします。)、処分の取消しの訴えを提起することも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第20号様式 (第14条関係)

第 年 月 日

決定期間延長通知書  
(保有特定個人情報利用停止請求)

様

東京都下水道局長



年 月 日付けの保有特定個人情報利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第5項において準用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり利用停止決定の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	
6 備考	電話番号

(日本工業規格A列4番)

告 示 (消)

●東京消防庁告示第9号

東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

平成27年12月24日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

東京消防庁消防総監が保有する特定個人情報の保護等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号。以下「条例」という。）における東京消防庁消防総監（以下「消防総監」という。）が保有する特定個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書の提出)

第2条 条例第27条第1項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有特定個人情報開示請求書（別記第1号様式）を消防総監に提出しなければならない。

(開示請求者の確認)

第3条 条例第27条第2項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の個人番号が記載されている書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。

- (1) 個人番号カード
  - (2) 通知カード
  - (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
- 2 条例第27条第2項及び第29条第1項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類とする。
- (1) 個人番号カード

(2) 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして消防総監が適当と認めるもののうちからいずれか一つ

(3) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署、個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であつて消防総監が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ

3 条例第27条第2項及び第29条第1項に規定する開示請求に係る保有特定個人情報の本人の法定代理人又は任意代理人であることを証明するために必要な書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び法定代理人又は任意代理人に係る前項の書類（法定代理人又は任意代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行又は発給された書類及び現に当該法人を代表して開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他の書類であつて消防総監が適当と認める書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。））とする。

- (1) 本人の代理人として開示請求をする者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明することができる書類として、消防総監が認める書類
  - (2) 本人の代理人として開示請求をする者が任意代理人である場合には、本人の委任状（別記第2号様式）
- (開示決定通知書等)

第4条 条例第28条第2項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第28条第1項の規定により保有特定個人情報全部の開示をした場合	保有特定個人情報開示決定通知書 (別記第3号様式)
(2) 条例第28条第1項の規定により保有特定個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有特定個人情報一部開示決定通知書 (別記第4号様式)
(3) 条例第28条第1項の規定により保有特定個人情報全部の開示しない旨の決定 (条例第33条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有特定個人情報保有していないときの当該決定を含む。) をした場合	保有特定個人情報非開示決定通知書 (別記第5号様式)

2 条例第28条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書 (保有特定個人情報開示請求) (別記第6号様式) とする。

3 条例第28条第6項に規定する実施機関が定める事項は、当該公文書の作成年月日、当該開示請求者以外のものである情報の内容その他必要な事項とする。

4 消防総監は、条例第28条第6項の規定により開示請求者以外のものである意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書 (別記第7号様式) により通知するものとする。

5 消防総監は、条例第28条第7項に規定する反対意見書が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 (以下「開示決定」という。) をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書 (別記第8号様式) により反対意見書を提出したものに通知するものとする。

(電磁的記録に記載された保有特定個人情報の開示方法)  
 第5条 条例第29条第2項の規定により、電磁的記録 (ビデオテープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。) に記録された保有特定個人情報の開示は、電磁的記録に記載された当該保有特定個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記載された当該保有特定個人情報に係る部分をビデオテープ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるとき

は、電磁的記録に記載された当該保有特定個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(開示の実施等)

第6条 保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有特定個人情報の開示 (写しの交付) 申込書 (別記第9号様式) を提出しなければならない。

2 保有特定個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、請求があつた保有特定個人情報記録された公文書1件につき1部とする。

3 消防総監は、保有特定個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有特定個人情報記録された公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有特定個人情報記録された公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(未成年者又は本人の確認書の提出)

第7条 消防総監は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが条例第30条第8号に規定する事項に該当するかどうかを判断するために、当該未成年者について確認書 (別記第10号様式) の提出を求めることができる。

2 消防総監は、任意代理人による開示請求がなされた場合は、当該開示請求の対象となる保有特定個人情報の内容が、本人による代理権の授権の範囲と合致するかどうかを判断するために、当該本人に対し、開示についての確認書 (別記第11号様式) の提出を求めなければならない。

(訂正請求書の提出)

第8条 条例第36条第1項の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、保有特定個人情報訂正請求書 (別記第12号様式) を消防総監に提出しなければならない。

(訂正請求者の確認等)

第9条 条例第36条第3項において準用する条例第27条第2項に規定する書類については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 消防総監は、訂正請求に係る保有特定個人情報開示の決定を受けたものであることを確認する必要があるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有特



定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定通知書等)

第10条 条例第38条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正決定通知書（別記第13号様式）とする。

2 条例第38条第3項に規定する書面は、保有特定個人情報非訂正決定通知書（別記第14号様式）とする。

3 条例第38条第5項において準用する条例第28条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報訂正請求）（別記第15号様式）とする。

(事案移送通知書)

第11条 消防総監は、条例第34条第1項又は第39条第1項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書（開示請求・訂正請求）（別記第16号様式）により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

(利用停止請求書の提出)

第12条 条例第42条第1項の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、保有特定個人情報利用停止請求書（別記第17号様式）を消防総監に提出しなければならない。

(利用停止請求者の確認等)

第13条 条例第42条第2項において準用する条例第27条第2項に規定する書類については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

2 消防総監は、利用停止請求に係る保有特定個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止請求をしようとする者に対し、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(利用停止決定通知書等)

第14条 条例第44条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止決定通知書（別記第18号様式）とする。

2 条例第44条第3項に規定する書面は、保有特定個人情報利用非停止決定通知書（別記第19号様式）とする。

3 条例第44条第5項において準用する条例第28条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有特定個人情報利用停止請求）（別記第20号様式）とする。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。



第3号様式（第4条関係）

保有特定個人情報開示決定通知書

第 年 月 日

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
3 担当課	場 所		
4 備考	電話番号		

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。  
注2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。

(日本工業規格A列4番)

第4号様式（第4条関係）

保有特定個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容			
2 保有特定個人情報の開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 午後 時 分
3 開示しない部分及びその理由	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)		
4 担当課	電話番号		
5 備考			

注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。  
注2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。  
注3 この決定に不服がある場合には、この決定があった日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であることも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。この決定の日の翌日から起算して1年を経過するまで審査請求をすることができます。  
注4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定の日の翌日から起算して6月以内であることも、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)



第5号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報開示決定通知書

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 開示をしない理由	
3 担当 職	(東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条第 号に該当)
4 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第6号様式 (第4条関係)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書  
(保有特定個人情報開示請求)

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の開示請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当 職	
6 備考	電話番号

(日本工業規格A列4番)

第7号様式 (第4条関係)

意見照会書

第 年 月 日 号

様

東京消防庁  
消防総監

印

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例に基づき、次のとおり \_\_\_\_\_ に関する情報が含まれた保有特定個人情報について開示請求がありました。\_\_\_\_\_ について御意見があれば、別紙「開示本件開示請求に係る保有特定個人情報開示決定等」により、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに回答してください。

1 開示請求に係る保有特定個人情報記録された公文書の件名及び作成年月日	
2 _____ に関する情報の内容	
3 担当課及び意見書提出先	電話番号
4 備考	

(日本工業規格A列4番)

別紙

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京消防庁消防総監 殿

住所又は居所  
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_ 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有特定個人情報記録された公文書の件名		
2 開示決定に対する反対意思の有無	有	無
3 意見（開示決定に反対する理由）		

(日本工業規格A列4番)

第8号様式(第4条関係)

第 年 月 日 号

開示決定に係る通知書

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日付けの に関する情報が含まれた保有特定個人情報  
の開示請求について、東京都特定個人情報の保護に関する条例第28条第1項の規定により、  
次のとおり保有特定個人情報を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有特定個人情報 が記録された公文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 担 当 課	
5 備 考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内でなくても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分からの取消しの訴えを提起することができなくなります(ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。)

(日本工業規格A列4番)

第9号様式(第6条関係)

<p>保有特定個人情報の開示(写しの交付)申込書</p> <p>氏名(名称)及び住所(所在地)</p> <p>年 月 日付 第 号で通知があった保有特定個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保有特定個人情報の内容</th> <th style="width: 30%;">開示の方法</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>写しの交付 ( 枚)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>写しの交付 ( 枚)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京消防庁消防総監 殿</p> <p>主管部課(室)名</p> <p>(窓口控)</p>	保有特定個人情報の内容	開示の方法	金額		写しの交付 ( 枚)	円		写しの交付 ( 枚)	円	納付額計		円	<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>氏名(名称)及び住所(所在地)</p> <p>年 月 日付 第 号による保有特定個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保有特定個人情報の内容</th> <th style="width: 30%;">開示の方法</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>写しの交付 ( 枚)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>写しの交付 ( 枚)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>年 月 日</p> <p>職氏名</p> <p>主管部課(室)名</p> <p>(請求者交付用)</p>	保有特定個人情報の内容	開示の方法	金額		写しの交付 ( 枚)	円		写しの交付 ( 枚)	円	納付額計		円	<p style="text-align: center;">領 収 書 控</p> <p>氏名(名称)及び住所(所在地)</p> <p>年 月 日付 第 号による保有特定個人情報の開示(写しの交付)に係る開示手数料として、次の金額を領収しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保有特定個人情報の内容</th> <th style="width: 30%;">開示の方法</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>写しの交付 ( 枚)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>写しの交付 ( 枚)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">納付額計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>年 月 日</p> <p>職氏名</p> <p>主管部課(室)名</p> <p>(金銭出納員控)</p>	保有特定個人情報の内容	開示の方法	金額		写しの交付 ( 枚)	円		写しの交付 ( 枚)	円	納付額計		円
保有特定個人情報の内容	開示の方法	金額																																				
	写しの交付 ( 枚)	円																																				
	写しの交付 ( 枚)	円																																				
納付額計		円																																				
保有特定個人情報の内容	開示の方法	金額																																				
	写しの交付 ( 枚)	円																																				
	写しの交付 ( 枚)	円																																				
納付額計		円																																				
保有特定個人情報の内容	開示の方法	金額																																				
	写しの交付 ( 枚)	円																																				
	写しの交付 ( 枚)	円																																				
納付額計		円																																				

(日本工業規格A列4番)

第10号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

東京消防庁  
消防総監 印

以下の確認書は、別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのとおり、  
 付けであなたの法定代理人である 様から請求があったあなたを本人とする  
 保有特定個人情報の開示について、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」  
 「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記入の上、  
 年 月 日 までに返送してください。  
 なお、開示に同意された場合であっても、東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条の規定  
 により非開示となる場合があります。

確 認 書

私の法定代理人 \_\_\_\_\_ が私に代わって別紙保有特定個人情報開示請求書の写し  
 とおり請求した私を本人とする保有特定個人情報について、私の法定代理人 \_\_\_\_\_  
 開示することに

1 同意する。

2 同意しない。

（「同意する」「同意しない」のいずれかを御自身で○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所  
氏 名

（氏名は、必ず御自身で書いてください。）  
（日本工業規格A列4番）

第11号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

東京消防庁  
消防総監 印

別紙保有特定個人情報開示請求書の写しのとおり、  
 代理人である 様から請求があったあなたを本人とする保有特定個人情報  
 下の内容となります。

請求に係る 保有特定個人 情報の内容	<p>以下の確認書は、上記の保有特定個人情報の開示について、あなた自身の意思を確認するもので          す。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記          入の上、          年 月 日 までに返送してください。          なお、開示に同意された場合であっても、東京都特定個人情報の保護に関する条例第30条の規定          により非開示となる場合があります。</p>
--------------------------	---

確 認 書

私の任意代理人 \_\_\_\_\_ が私に代わって別紙保有特定個人情報開示請求書の写しと  
 おり請求した私を本人とする保有特定個人情報について、私の任意代理人 \_\_\_\_\_ 開示  
 することに

1 同意する。

2 同意しない。

（「同意する」「同意しない」のいずれかを御自身で○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所  
氏 名

（氏名は、必ず御自身で書いてください。）  
（日本工業規格A列4番）

第12号様式 (第8条関係)

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

東京消防庁消防総監 殿

住所又は居所  
請求者 氏 名  
電 話 番 号

東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第36条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有特定個人情報の内容	
2 訂正を求める内容	

請求者の欄	
請求資格確認欄	
※ 担当課処理欄	事実合致することを証明する書類等

※ 備 考

注1 訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

- 1 開示された保有特定個人情報について、訂正を求めたい旨を記載してください。
- 2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

(日本工業規格A列4番)

第13号様式 (第10条関係)

保有特定個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

東京消防庁  
消防総監

[印]

年 月 日付けの保有特定個人情報訂正請求に対して、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報内容	
2 訂正する保有特定個人情報内容	
3 一部訂正とする理由 (一部訂正を行うときのみに記入)	
4 担当課	電話番号
5 備 考	

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であったとしても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に知する処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第14号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

保有特定個人情報非訂正決定通知書

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 訂正をしない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内でかつ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

注2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分からの取消しの訴えを提起することも、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であれば、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分からの取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第15号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書  
(保有特定個人情報訂正請求)

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日付けの保有特定個人情報の訂正請求に対して、東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第5項において準用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第38条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	
6 備考	電話番号

(日本工業規格A列4番)



第16号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

東京消防庁  
消防総監 様

(開示請求・訂正請求)

東京消防庁  
消防総監 様

印

年 月 日付けであった開示請求又は訂正請求について、東京都特定個人情報  
の保護に関する条例第34条第1項又は第39条第1項の規定により、次のとおり事業を移送  
したので通知します。

1 保有特定個人情報の件名	
2 事務担当課	部 課 (室) 電話 内線
3 移送を受けた実施機関 における事務担当組織	電話 内線
4 移送をした日	
5 移送をした理由	
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなり  
ます。  
不明な点は、事務担当課にお問い合わせください。  
(日本工業規格A列4番)

第17号様式 (第12条関係)

保有特定個人情報利用停止請求書

第 年 月 日

東京消防庁消防総監 様

住所又は居所  
請求者 氏 名  
電 話 番 号

東京都特定個人情報の保護に関する条例第42条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 開示された保有特定個人情報の内容	
2 利用停止請求の趣旨 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3 利用停止を求める理由	
※担当課処理欄	
請求者確認欄	
請求資格確認欄	
※備考	

注1 「開示された保有特定個人情報の内容」欄は、請求をしようとする保有特定個人情報が  
特定できるよう具体的に記入してください。  
2 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、請求者であることを証明する書類に  
加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。  
3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有特定個人情報開示決定通知書又は  
保有特定個人情報一部開示決定通知書の提示を求められます。  
4 ※印欄は、記入しないでください。  
(日本工業規格A列4番)

第18号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

保有特定個人情報利用停止決定通知書

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日 日付けの保有特定個人情報利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

1 開示された保有特定個人情報内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格A列4番）

第19号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

保有特定個人情報利用非停止決定通知書

様

東京消防庁  
消防総監

印

年 月 日 日付けの保有特定個人情報利用停止請求に対して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報内容	
2 利用停止をしない理由	
3 担当課	
4 備考	電話番号

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（日本工業規格A列4番）

第20号様式（第14条関係）

号  
日  
月  
年

決定期間延長通知書  
（保有特定個人情報利用停止請求）

様

東京消防庁  
消防総監



年 月 日付けの保有特定個人情報利用停止請求に付して、東京都特定個人情報保護に関する条例第44条第5項において準用する同条例第28条第3項の規定により、次のとおり利用停止決定の期間を延長したので通知します。

1 請求に係る保有特定個人情報の内容	
2 東京都特定個人情報の保護に関する条例第44条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	
6 備考	電話番号

（日本工業規格A列4番）

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001